

【参考1】一般送配電事業者の託送収支の事後評価

(平成29年1月24日
電力・ガス取引監視等委員会決定)

資料4-2

- 電力小売全面自由化後も地域独占が残る送配電部門については、市場競争が存在しないことから、効率化・託送料金の低廉化を促進すべく、電力・ガス取引監視等委員会が**定期的（原則3年ごと）に公開の場で事後評価**を行うもの。

平成27年12月 全一般送配電事業者の28年度以降の託送料金を認可

継続的な
効率化を
推進

○本委員会による定期的な事後評価（平成28年度決算から開始）

-超過利潤累積額や想定原価と実績単価の乖離率の確認に加え、料金審査専門会合で定期的に託送収支や効率化の取組を評価。

（評価項目の例）

- 全体的な効率化の取組状況
- 託送収支（収益・費用）の増減の詳細な要因分析
- 代表的な設備に係る調達価格水準
- 高経年化対策等の設備更新・修繕等の方針
- 将来の効率化に資する研究開発や情報セキュリティに対する投資の方針
- 効率化に向けた具体的な取組の目標（競争発注比率、仕様・設計の汎用化・標準化等）

○評価結果を踏まえた対応

- 各社の取組状況を踏まえ、料金審査専門会合等での審議周期を柔軟に検討。
- 先進的な取組については、他社への共有を促進。
- より効果的なインセンティブ付与の仕組みを検討。

需要減少・設備老朽化を克服し、①**効率化・託送料金の低廉化**と②**質の高い電力供給**の両立を実現

【参考2】一般送配電事業者の託送収支の事後評価の全体像

- 従来からのストック管理、フロー管理に加え、平成28年度実績分からは、経営効率化に向けた取組についても評価。
- 平成29年度実績分からは廃炉等負担金を踏まえた評価を追加。

①ストック管理

- ・超過利潤累積額を確認。
- ・一定の水準額を超えた場合は値下げ。
ただし、費用要因により生じた超過利潤の1/2は自社努力分として還元義務の対象外。

②フロー管理

- ・想定単価と実績単価との乖離を確認。
- ・一定比率（▲5%）を超えた場合は値下げ。

③廃炉等負担金

一定の基準をもとに適正性を確保

④経営効率化に向けた取組 （効率化と必要投資の両立）

（1）経営効率化の実施状況

- ・ 経営効率化の取組の進捗
- ・ 調達の状況
仕様統一化
競争発注比率
調達単価、工事費負担金 など

（2）中長期的な安定供給等 適切なサービスレベルの確保

- ・ 設備投資・高経年化対策
- ・ 安定供給（停電等）
- ・ 研究開発、情報セキュリティ
- ・ 接続、計量 など

事業者の取組状況が見える化⇒横展開

【参考3】平成28年度託送収支の事後評価とりまとめ（概要）

平成28年度 託送収支の事後評価（結果）

【従前からの事後評価項目】

- 当期超過利潤累積額(ストック管理)、想定原価と実績単価の乖離率(フロー管理)について、値下げ命令の発動基準に抵触する事業者はいなかった

【平成28年度 託送収支の事後評価からの新規確認項目】

効率化・託送料金の低廉化

- 効率化に向けた取組について、各社とも費用削減に向けて様々な取組を実施
(例)
 - ① **調達単価低減**：各社とも共同調達、新規取引先の開拓、競争発注の拡大等を実施していた
 - ② **競争発注比率の向上**：送配電部門の競争発注比率は年々上昇、70%以上の事業者もいたが、2社は約30%だった
 - ③ **仕様の統一化**：事業者によって様々な仕様が存在していることから、今後、仕様差の必要性を見極めつつ、統一化を促す
- 今後、他社の取組事例などを参考に、更なる効率化を期待

質の高い電力供給

- 各社とも中長期計画を作成し、高経年化対策に取り組み、設備の劣化状況の評価や延伸化によるコスト削減にも努めていた。今後も着実に進めるべき※
 - ※グループ全体の財務状況等を考慮し、修繕等を一時的に繰延べた事業者もあり、今後も設備投資等の取組の適切性を確認していく
- 一需要家当たりの停電時間/回数は大規模災害を除き低水準で安定。研究開発・情報セキュリティについても、引き続き、その動向等を確認していく

料金審査専門会合における今後の取組

1. 事後評価の強化

- ① 各社のコスト削減に向けた取組
- ② 設備投資や高経年化対策の計画的な推進

2. 系統連系する際の工事費負担金の評価

新たに発電設備を設置する者の工事費負担金をできるだけ低減するため、事業者には情報提供を求め、費用削減を促す

3. 効率化を促す新たな仕組みの検討

① 送配電部門における効率化目標の在り方の検討

(個々の取組にとどまらず、より大きな単位での効率化指標など)

② 送配電事業者のサービスレベルを評価する手法の検討

(停電、新規連系への対応等も多角的に評価)

③ より効率的な経営を促す託送料金制度の検討

(更なるコスト削減と将来投資を促すインセンティブの仕組みなど)

【参考4】本年度の評価のポイント

- 本年度のポイントは以下の3点。昨年度の評価結果等を踏まえたもの（下線部は新規項目）
 - ① **経営効率化**や**高経年化対策**の実施状況の**フォローアップ**（事後評価の強化）
 - ② 単位当たりの**調達単価**、新規電源の**工事費負担金の妥当性**の確認・評価
 - ③ 一般送配電事業者の**サービスレベル（接続、計量）**の確認・評価
- 制度変更を受け、本年度から、**廃炉等負担金**を踏まえた評価も実施。

	昨年度の事後評価項目【H28FY】	本年度の事後評価項目（案）【H29FY】
収支状況	・ スtock管理／フロー管理 ・ 想定原価とH28実績費用の乖離 ・ 実績費用の経年変化	・ スtock管理／フロー管理 ・ 想定原価とH29実績費用の乖離 ・ 実績費用の経年変化 ・ <u>廃炉等負担金を踏まえた評価</u>
経営効率化の実施状況	・ 経営効率化の実施状況 ・ 調達の状況 － 仕様の統一化 － 競争発注比率 － 調達単価	・ 経営効率化の実施状況（フォローアップ） ・ 調達の状況 － 仕様の統一化（フォローアップ） － 競争発注比率（フォローアップ） － 調達単価 － <u>工事費負担金</u>
安定供給等適切なサービスレベルの確保	・ 設備投資 ・ 高経年化対策 ・ 安定供給 ・ 研究開発、信頼性・情報セキュリティ	・ 高経年化対策（フォローアップ） ・ 安定供給 ・ <u>接続、計量</u>
その他		・ <u>送電ロス</u>

【参考5-1】一般送配電事業者の平成29年度託送収支 超過利潤累積額管理表による事後評価（ストック管理）

- 当期超過利潤累積額について、値下げ命令の発動基準となる「一定の水準」（東電PGにおいては「一定の水準」の3/5）を超過した事業者はいなかった。

(単位:億円)	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤 又は欠損※	当期超過利潤累積額 又は欠損累積額	一定水準額	基準への抵触
北海道電力	▲78	▲93	▲229	172	無
東北電力	23	▲165	▲369	480	無
東京電力PG	492	▲19	282	1,252 (1,252×3/5=751)	無
中部電力	281	49	▲360	579	無
北陸電力	30	▲0	▲7	79	無
関西電力	194	▲19	▲184	648	無
中国電力	9	▲53	▲261	177	無
四国電力	40	▲16	▲188	128	無
九州電力	169	58	345	478	無
沖縄電力	20	▲8	▲51	38	無

※ 1 当期超過利潤(又は欠損)がプラスとなったのは2社（中部電力、九州電力）のみ

※ 2 「一定水準額」は送配電部門に係る固定資産の期首期末平均帳簿価額に直近の託送供給等約款料金を設定した際に算定した事業報酬率を乗じて算定

(出典) 各社の平成29年度託送収支(超過利潤累計額管理表等、平成30年9月現在)より事務局作成

【参考5-2】一般送配電事業者の平成29年度託送収支乖離率計算書による事後評価（フロー管理）

- 想定単価と実績単価の乖離率について、値下げ命令の発動基準となる「▲ 5 %」（東電PGにおいては「▲ 3 %」）を超過した事業者はいなかった。

(単位:円/kWh)		想定単価※1	実績単価※2,3	乖離率	基準への抵触
北海道電力	補正前	5.97	6.36	6.53%	無
	補正後		6.35	6.37%	
東北電力	補正前	5.75	6.07	5.57%	無
	補正後		6.07	5.57%	
東京電力PG	補正前	5.06	5.16	1.98%	無
	補正後		5.18	2.37%	
中部電力	補正前	4.74	4.76	0.42%	無
	補正後		4.77	0.63%	
北陸電力	補正前	—	—	—	—
	補正後		—	—	
関西電力	補正前	4.80	4.90	2.08%	無
	補正後		4.92	2.50%	
中国電力	補正前	—	—	—	—
	補正後		—	—	
四国電力	補正前	5.45	5.79	6.24%	無
	補正後		5.83	6.97%	
九州電力	補正前	5.21	5.21	0.00%	無
	補正後		5.26	0.96%	
沖縄電力	補正前	—	—	—	—
	補正後		—	—	

※北陸電力、中国電力、沖縄電力は原価算定期間中のため乖離率計算書による事後評価の対象外

※1:算出に用いた想定原価・想定需要量は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額、送配電関連需要量（原価算定期間の合計）とする

※2:算出に用いた実績費用・実績需要量は、実際に発生した費用の額、需要の量（原価算定期間の年数に対応した直近の事業年度(H27～H29)の合計）とする

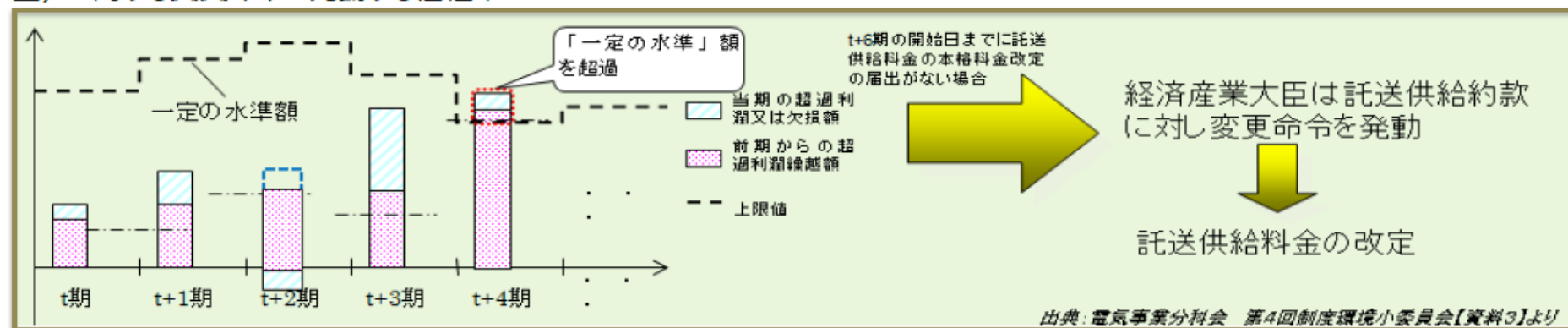
※3:算出に用いた補正後実績費用は、実績費用をもとに需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正した額、補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した量を補正した需要量とする
(出典) 各社の平成29年度託送収支(乖離率計算書、平成30年9月現在)より事務局作成

【参考5-3】 現行のストック管理とフロー管理の概要

- 現行制度は超過利潤累積額が一定の水準を超過(ストック管理)するか、もしくは、想定単価と実績単価の乖離率が一定比率を超過(フロー管理)した場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には託送供給等約款の変更命令が発動

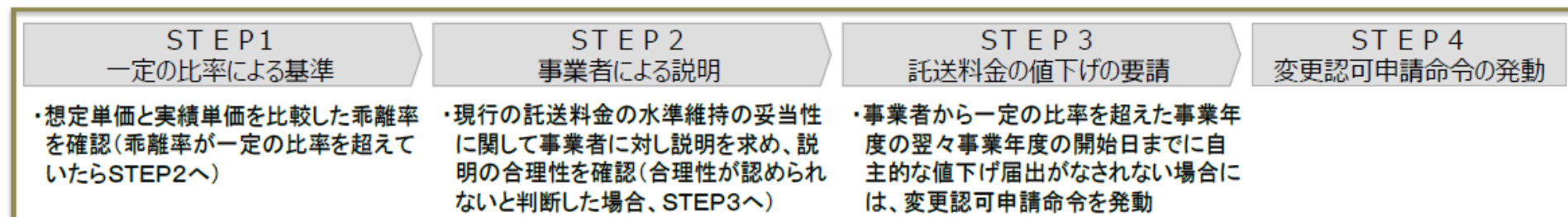
<ストック管理方式>

超過利潤累積額が一定の水準を超えた場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給約款（料金）に対する変更命令を発動する仕組み



<フロー管理方式>

「想定単価と実績単価の乖離(原価とのズレ)」を確認し、乖離が一定の比率を超え、事業者の説明に料金水準維持の合理性が認められない場合に、翌々事業年度の開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給約款（料金）の変更命令を発動する仕組み



○電気事業法（抜粋）

（託送供給等約款に関する命令及び処分）

第十九条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適當となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は同条第二項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給等約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等①（抜粋）

第2 処分の基準

（14） 第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令

第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

① 第18条第1項の認可を受け、又は同条第5項若しくは第8項の規定により届け出られた託送供給等約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合

② 廃炉等実施認定事業者（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の3に規定する「廃炉等実施認定事業者」をいう。以下この（14）において同じ。）の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する「子会社等」をいう。以下この（14）において同じ。）である一般送配電事業者以外の一般送配電事業者（以下口並びに③ハ及びニにおいて単に「一般送配電事業者」という。）であって、次のいずれかの場合に該当する場合

イ 電気事業託送供給等収支計算規則（平成28年経済産業省令第47号）に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定めた還元額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

ロ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）電気事業託送供給等収支計算規則（平成28年経済産業省令第47号）に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定めた還元額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等②（抜粋）

- ③ 廃炉等実施認定事業者の子会社等である一般送配電事業者（イ、ロ及びホにおいて「特定一般送配電事業者」という。）であって、次のいずれかの場合に該当する場合
- イ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額の5分の3を超過している場合（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、当該超過額に1から効率化比率（託送収支規則の規定により公表した最近の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に100分の50を乗じて得た値（当該値が1を上回る場合にあっては1と、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近の還元義務額残高の合計額を5で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて算定された電気事業報酬の額を超える場合にあっては、当該電気事業報酬の額）を下回らない額であって、特定一般送配電事業者が定める額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）
- ロ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス3パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合は、原則として該当しないものとする。）
- ハ 平成30年3月31日以降、一般送配電事業者のうち3社以上が第18条第5項の規定に基づき、経営効率化により料金を引き下げる託送供給等約款の変更届出を行った場合（ただし、当該届出が行われた事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）
- ニ 1の年度において一般送配電事業者のうち5社以上が電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）